

地域社会のつながり—大和国（奈良盆地）の場合

0. はじめに

生駒高校地歴部・解放研は合同で「往馬谷の歴史から」と題して、毎年10月に行われる「往馬神社の火祭り」フィールド・ワークを中心に活動している。火祭りを見学したり、関係者の人にお話を伺ううちに往馬神社の火祭りは、複数の村々の共同作業で執り行われてきたことを知った。往馬神社は「郷社」と呼ばれ、火祭りに参加する村々(単数)は、火祭りの成就のためにそれぞれの村々が昔から決まった役割を果たしてきたことも知った。そして、近年アルバイトを頼まなければならない状況であることも。また、参加する村々の中に、被差別の集落が含まれていることも知った。今となっては忘れ去られ、失われてしまった村々のつながりが「火祭り」にはあるのではないかと思い、文化祭のテーマとして調べてみようと思った。一人ひとりの人々と一人ひとりを取り巻く人々との日常生活での交わりには、どのようなものがあるだろうか？ 旧来の地域社会の“共同作業”として次のようなもの考えた。

① ムラ・マチの行事：どぶ掃除、川堀り、道作り、にんそくなど

② 神社祭礼・寺の行事（報恩講・施餓鬼・地藏盆など） ③ 葬祭の手伝い

人と人のつながりが、“希薄化”していると言われていたが、こんなつながり方があ
るのだなあと思った。

I. 大和の国（奈良県）の「村々」の成立と広域共同体「郷」

1. 鎌倉時代末～室町時代中期

- ・ 現代につながる景観が確立してくる時期
- ・ 「郷」とよばれる広域共同体の形成

- ① 宮郷
- ② 水郷
- ③ 山郷
- ④ 墓郷 etc

2. 江戸時代をむかえて

- ① 「イエ」と「村」
- ② 「郷」と「村」

3. 17世紀後半から18世紀の地域社会の変容

- ① 「村々」間の新しい結びつきの始まり
- ② 経済合理主義（商品経済社会）の台頭→「現代」の始まり

II. 村々の連携と広域共同体

1. 大和国における18世紀初頭の広域な地域結合

- ① 正徳4(1714)年、大和国は、大飢饉に襲われる(畿内全域)

→大和一国単位で、儉約を申し合せる→【史料1】

※農民たちは共同・共通性（同質性の確保・確立）を希い求める。

→「よそもの」（＝農業の「さまたげ」になるものの排除）→排他性をもつ。

②18世紀中期～（19世紀前半）

精神的な近代＝経済合理性優先（綿・油組合など）の社会観の発現・浸透

→利害関係を基盤とした新しい地域社会の再編成。

→循環（円環）的な生活サイクル（春→夏→秋→冬→春）から、5年先、10年先と

未来を予測しうる時間的に直線的な価値観の社会構造への変化→進歩を確信する社会

2. 地域社会の「百姓仲間」から、どのような人が排除されていくのだろうか。

【史料1】「簡略仕法」定書 正徳4(1714)年（正徳5(1715)年）

相定書之事

一 当立毛未聞之不作ニ付、御年貢上納も難仕、其上去年打続麦作凶作ニ而夫食ニ差詰、百姓至及困窮候、依之物毎簡略申合候事

一 御年貢皆済無之以前金銀米錢一切出シ申間敷事

一 諸勸進并辻芝居、小歌、浄瑠璃、三味線弾、物賞村中堅入へからさる事

附り、村々ニ飢人有之候ハ、其村ニ而致介抱他村江出シ申間敷事

一 神事、仏事其外年中在来候節会振舞等客来堅呼請申間敷事

（中略）

一 婚礼、仏事等之節、座頭、隠亡、非人番之族祝儀、布施物之儀、祝言祝傷之砌ねたり取申ニ付、不及是非ニ遣之候ニより、近年段々過分ニ成来候ハ向後分量相定候事

座頭祝儀 荷物壱棹鳥目百文、二棹三百文、三棹五百文、四棹七百文、五棹壱貫文、

但荷物相増分ハ准之可遣事

但前々より座頭不入所ハ各別之事

隠亡諷経之僧老人老勿、式人式勿乃至拾人拾勿積を以、僧衆之多少次第遣し可申事

（中略）

一 神社祭礼 等之節、仏閣法事開帳之砌、寺社境内ニ商人売物杯頃日穢多番人芝錢を掠取、猶又相募取乞立願満シ之節、相撲、操等ニ芝錢取可申由横道申出候ニ付、於其村々ニ他之例を以遂吟味候所、穢多共新規不届之段詫言を以相納候、向後堅相止させ可申事

（中略）

右之通村々相談を以相極候上堅相守可申候、右極之儀ニ付南都へも罷出候儀有之候ハ、入用銀此度壱ケ村ニ銀一〇匁宛出シ置候銀ニ而相賄可申候、若右之銀子ニ而入用不足之時者、高割而相賄可申候、右之通互ニ相極候上者少も相違有之間敷者也

高田村庄屋 六右衛門 印 ○（以下、葛下郡・葛上郡・忍海郡・式下郡・高市郡

今里村庄や 長三郎 印 広瀬郡、合計126村省略→奈良県西南部地域）

土庫村庄や 平助 印 ○ <注>○印は、その村の枝郷として「かわた」村を含む

その他の申合わせ事項(中略部分の概要)

1. 婚礼の二年間の禁止
2. 衣食住の奢りの禁止
3. 着用衣類の制限
4. 婚礼の際の新婦の衣装の質素化、道具類の披露の禁止
5. 葬礼の際の酒販の振舞禁止
6. 奉公人給銀の制限
7. 盗品の買い取り・盗賊への宿貸しの禁止、
10. 盗賊の捕縛奨励等、

Ⅲ. 排除と差別

「村々（集団・地域共同体）」が結束する法則は：

- ・「～でないこと」を、ただ一つの理由に人々が集まって作る世界。
- ・差別をする対象と同じでないことを、同じく差別をする自分以外の人々に確認してもらうために、理由などは後からなんとでもすぐに用意できるものだ、と考えた(?)。
- ・「差別すべき対象」をとりあえずは差別する。＝「われわれは～でない」という理由で、「集団＝ムラ」を形成する。

Ⅳ. 「ケガレ」と「キヨメ」

1. 「ケガレ」とは？

死や病気、火事、犯罪、政変、自然災害、天変地異など多種多様なもので、現代の我々の感覚、価値観からは、不合理なもの、理解不可能なものが多い。

→現代では科学文明の発達によって種々そのシステムが解明されて因果関係やその原因や理由、その対処策があるが、その当時の人々にとってそれぞれのことがらは、人間の能力を超えたものであり、神仏の加護等に頼るほかすべがないと考えられたのではないか。

→人知・人力で変更することができない日常生活の外部から人にふりかかってくる事柄で生活の安定・生命を脅かす宗教的・呪術的な範疇に属する事柄として認知されていたのではないか。

2. 「キヨメ」とは？

「ケガレ」たとされた状態を元に戻すことや、「ケガレ」を広がることをくい止める行為、当時の人々が「『ケガレ』が取り除かれた」と信じる行為を「キヨメ」という。

3. 「キヨメ」をおこなう人々・おこなうことのできる人々（集団・集落）の存在。「ケガレ」を「キヨメ」る能力を所持していると「社会」から認定された「特別な」・「異なる」存在。

→該当の時代・社会からある種の「畏怖」観念と社会生活上の「隔絶」「嫌悪」（蔑視・賤視）を蒙る。

Cf. 古代・中世社会において、「ケガレ」た状態とは、国家秩序・社会秩序に反する状態であり、「キヨメ」とは、国家的機能としての「ケガレ（国家秩序・社会秩序に反する状態）」の除去作業を意味した。

4. 「キヨメ」機能の分化→「キヨメ」られる「ケガレ」（対象）の種類から：

①具体的な「ケガレ」（実在するもの）の除去

- | | |
|----------------|-------|
| 1. 人間の死体、 | 4. 汚泥 |
| 2. 動物の死体 | 5. 犯罪 |
| 3. 天変地異による自然災害 | 6. 病気 |

②観念的な「ケガレ」（実在しない・目に見えないもの）の除去：

1. 「災」の除去と「福」の招来
2. 未来予知
3. 衰えた人間の心性の鼓舞・活性化

5. 具体的な「ケガレ」を「キヨメ」る集団に対する周辺地域社会の意識の変化

- ①「社会生活に必要な」「目に見える」キヨメのうち、1. 人間の死体、2. 動物の死体、4.

汚泥、5. 犯罪をおこなう集団（集落）に対して、＜社会的に不必要なもの＞＝＜汚穢・汚物＞処理者として、強烈な蔑視、賤視、嫌悪感を抱くようになっていく。

- ②「目に見える」キヨメのうち、3. 天変地異による自然災害を除去する集団は、土木技術者集団として、6. 病気を除去するものは、医術者として職業人としてみられるようになっていく。

6. 「キヨメ」の「職能」から「職業」へ

「ケガレ」を「キヨメ」という地域・社会的に必要な職能が、時代の変遷とともに、職能の内容によって、「キヨメ」の観念の喪失・消失を伴いながら、「職業」化していく。

特に、動物の死体が余剰としてうみだす皮や肉が経済的価値や軍事的価値を持つ。

Cf. 動物の死体→解体→皮・肉・骨→加工→消費・流通

VS 皮・肉・血に対する宗教的タブーに抵触

V. 近世の被差別民—大和国の場合

それぞれ「草場（呪術的・宗教的な営みの基盤としての空間的領域）」を持つ。

- (1) . 「キヨメ」る行為が目に見える「キヨメ」を行う人々

＝宗教的・呪術的にケガレをキヨメる人びと

→ケガレをキヨメる呪術・宗教的行為・商品を伴う

- ①「災」の除去と「福」を招来する「キヨメ」

1. 夙＝節季・慶祝（50～100 村の旦那場）

2. 万歳＝（年頭・八朔に）万歳・芸能（100～200 村の旦那場）

- ②未来予知をする「キヨメ」

神子・巫子＝占い（梓弓）

- ③衰えた人間の心性の鼓舞・活性化する「キヨメ」

諸芸能者

- ④人間の死体の取り片づけ

隠亡＝死のケガレを吸収する

ex. 「野辺もらい」＝死者の身辺品を隠亡に受け取ってもらう。

- (2) 「キヨメ」の実態が見えない「キヨメ」を行う人々

- ① 呪術的・宗教的というよりは、より観念的な「キヨメ」

→「銭」を徴収するだけ、死牛馬を無償で受け取るだけで、「キヨメ」の行為・商品”交換”がない。

- ② 呪術的・宗教的というよりは観念的な「キヨメ」を行う人びと→「かわた」

(1) 芝銭＝寺社祭礼などの出店収益の一部徴収権→祭りの場を「キヨメ」る

(2) 櫓銭＝芝居や相撲等の興業収益の十分の一銭徴収権→芝居の場を「キヨメ」る

(3) 橋の通行銭徴収権

(4) 斃牛馬無償取得・処理（権利の中核）

→毛皮を剥ぐ＝動物のケガレを吸収する（人間の死穢は衣服に宿る）

→仏教の肉食のタブーに抵触

(5) 「草場」内での諸営業権

(3) 周辺村落と「キヨメ」集団

周辺の農村共同体の人々は、これらの「キヨメ」集団に対しては、当初“ある種の「聖性」を持ち「特別な存在」「特別な（ケガレをキヨメることが出来る）能力を持つ存在」として「畏怖」観念とともに「賤視」「嫌悪」「蔑視」観念をもち、自分たちとは「異なる」存在であると認識していた。そして、近世に入り、「キヨメ」集団は、宗教的・呪術的な社会が衰退していくとともに、「キヨメ」の職能が職業としての利潤をうみだしていくこととあいまって「キヨメ」の意味が忘れられ、地域社会における、自分たちと「違う」集団、「異なる」集団（地域社会の潤滑な運営に不適合な集団）として排除し、強烈な「賤視」「嫌悪」「蔑視」＝差別意識の対象となっていく。

VI. 牛馬を「捌く」人々

1. 現代の我々は、明治時代以前には、肉食をしなかったという通念を持っているのではないだろうか。古代日本においては、牛馬の屠殺は、「過災を祓う祭祀」として、淵源は外来(中国)のものであるにしても、農耕・雨乞い・祟り祓いの儀礼・祭祀として、たびかさなる「殺生禁断」の禁令にもかかわらず行われていたと考えられる。

江戸時代、彦根藩の特産品に牛肉がある。我々は、明治時代の文明開化で、牛肉の味を知ったのではないのだろう。古代中国においては、最高の「犠牲」は牛であり、しかも主祭者が自ら生きている「牲」を捌き、「毛血」を供えることに意味があったとされる。一方、牛馬の死・死にかかわることは、中・近世になると、「ケガレ」（「かわた」の斃牛馬処理など）として忌避されるようになる。「斃牛馬」処理や、牛馬と人との関わりは、“稲作”や仏教との関係を視野に入れて考えていく必要があるのではないだろうか。

2. 「斃牛馬」処理をする「ムラ」（「かわた」村）の結合

- ① 「かわた」村の住民は、地域社会で「百姓」（「検地帳」に登録）として生活しながら、「草場」を介して「かわた」村どうし広域にわたり結合していた。→【史料2】
周辺村落とかわた村の関係は農業面（水利権等）においては、運命共同体＝仲間うち
→共同行動がとれる
- ② 17世紀後半～18世紀前半にかけて、皮革関連産業（雪駄・綱貫等）が飛躍的に発展し、「かわた」村の経済力が急激に上昇する→人口の急増・「かわた」村景観の変貌
その結果、周辺地域の中では、「異なる存在」とみられるようになっていく。
- ③ 斃牛馬処理に対する仏教・神道・陰陽道からの「ケガレ」の対象となっていく
→「不浄」「穢」た存在
- ④ 18世紀中葉以降、幕藩権力の（特に）「かわた」村への差別的な政策
→「生類憐れみの令」「(年貢の)銀納令」「エタ・非人と交わることを禁止令」etc
- ⑤ 「かわた」村は周辺村落にとり、仲間の一面を持つはいるが、あまりに「違う」「異なる」存在である。
→慣習面＝芝銭・櫓銭徴収等＝排除・抑圧の対象、死牛馬処理＝不浄視・穢れた存在

【史料2】「大和国青屋仲間式目写」寛政12(1800)年 cf. 「青屋仲間掟書」延宝5(1677)年

一 如先規死牛馬、煩牛馬一切盜売致申間鋪事、
(中略) 若相背曳取候輩其牛馬者取扱其芝先之支配人江相渡、且又曳取候人文古来
定メ之通り革七倍 半之可為過怠事、不身代之族ニおみてハ随其時々科之輕重可申事
一 如先規於仲間ニ取場無之在所、或ハ所々之内ニ不持之銘々数多有之間、件之革蠟以下
其近辺取場之中間ニて相談之上可為売買事 (中略)
一 殺生牛馬之儀ハ御法度之儀ニ付堅く相守り可申事(中略)
一 生牛馬ニ而も煩牛馬、療牛馬等名目を付曳取他国江しめ牛杯決而売渡申間鋪候、
自然右躰之類他国より買とりニ参り候ものとも有之候得者、暫時之宿ハ勿論世話
杯堅致間敷事 (中略)
一 近来穢多博勞方組合出来、右者在家博勞同様之儀相聞候、(中略)
一 不限多少ニ芝先所持致居候もの博勞決而致間鋪事 (中略)
右掟書之通り大和国中青屋仲間村々末々迄永々堅相守り可申候、依之國中仲間一統
ニ
村々役人并ニ村惣代連判定書、仍而如件
大和國中村々
 触頭N町
 年寄 四郎兵衛
 H
 年寄 善兵衛
 國中仲間村々

【史料2】について

青屋(大和では死牛馬の処理。皮革業に従事した人々のこと)仲間の15ヶ条にわたる取りきめ状である。この文書の約120年ほど以前、延宝5(1677)年にも9ヶ条の同種の取りきめ状も存在する。「かわた」村どうし間で自律的な結合が在ったことがわかる。19世紀前後には、死牛馬の処理だけではなく、生きた牛を取引きするようになって来ていることもわかる。肉や皮の商品的価値が高くなって来ていることが窺える。

皮・肉等の商品価値が高くなるにつれて牛馬を死ねば無償で引き取り処理する権利を持つ「青屋仲間」に対する「百姓仲間」(周辺村落の村々)の意識は、どのように変化していくと考えられるだろうか。

VII. まとめ

差別する、される関係は、寝起きする空間の関係(隣、近所・地縁・血縁など)と人と人が自分の意思で関わりあう関係(学校・会社・任意団体など)のどの場面で起こるのだろうか? どのような空間に、どんな関係を作り出していけば、人権が護られた人と人との関係が創りだされていくのだろうか?

<注>本資料の作成には、「部落史の見直し」の考え方、また、奈良県同和問題関係資料センターの諸史・資料を使わせていただいた。

「部落史の見直し」の考え方については、

1994年度奈良県教育委員会発行の同和教育指導資料『部落問題学習の充実をめざして

一「部落史の見直し」と教育内容の創造』等を参照してください。(地歴部・解放研顧問より)